

調達要求番号：4ME51CX2001

仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
高圧ガス（市販品）調達	NAB-3		
	防衛大臣承認	令和	年 月 日
	作 成	平成30年	2月15日
	変 更	令和	年 月 日
	北海道補給処安平弾薬支処		

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊安平駐屯地において高圧ガス（市販品）の調達を行う場合に必要な事項について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

#### b) 法令等

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）

一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第50号）

計量法（昭和26年法律第204号）

## 2 一般的事項

この仕様書に規定していない事項は、製造会社の規定する仕様書及び社内規格並びに商習慣による。

## 3 製品に関する要求

品名、数量及び納品方法は、調達要求書及び調達要領指定書による。

## 4 品質保証

検査は、GLT-CG-Z000001によるほか、契約担当官等が定める検査実施要領による。

## 5 出荷条件

### 5.1 納品の方法

高圧ガス（市販品）は、高圧ガス容器（以下、容器という。）（契約の相手方所有）に充填された状態で納品するものとする。

## 5.2 容器の表示

容器の表示は、調達要領指定書に定める場合を除き、GLT-CG-Z000001による。

## 6 納品に関する指示

### 6.1 納品書

納品は、納品書をもって行う。

### 6.2 納品にかかる経費

容器の運搬、貸出、設置、配管への接続、引取り等にかかる経費は、契約の相手方の負担とする。

### 6.3 容器の引取り

契約相手側所有の容器は、使用后、契約の相手側が、受領書をもって引き取るものとする。

### 6.4 納品に関するその他の指示

納品に関するその他の指示は、調達要領指定書による。

## 7 計量器等

### 7.1 計量器の設置

計量法に基づく計量器は、契約の相手側が実施するものとする。

### 7.2 費用負担

計量法に基づく計量器の設置及び交換並びにコック等の調整器の設置及び交換にかかる費用については、契約の相手方の負担とする。

### 7.3 計量器の有効期間

計量器は、契約期間中検定について有効な期間を有する物を使用するものとする。

### 7.4 計量器及び調整器（以下「計量器等」という。）の設置場所

調達要領指定書による。

### 7.5 計量器等の引継ぎ

契約の相手方は、既に設置している計量器等を前年度の契約の相手から引き継ぐ場合は、相互に協議した上で引き継ぐものとする。

但し、引き継いだ計量器等が、検定の有効期限が切れる等により交換が必要になった場合は、契約の相手方の負担で交換を実施するものとする。

## 8 その他

この仕様書の内容について疑義が生じた場合は、すべて契約担当官等に申し出てその指示を受けるものとする。

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	4ME51CX2001
	調達要求年月日	令和3年1月31日
	作成部科	管理班
	作成年月日	令和3年1月31日
品名	プロパンガス	
仕様書番号	N A B - 3	
<p>1 品名 プロパンガス</p> <p>2 予定数量 900m<sup>3</sup></p> <p>3 納品の方法 プロパンガスは、高圧ガス容器に充填された状態で納品すること。</p> <p>4 プロパンガス容器、計量器等の設置場所</p> <p>(1) 納品するプロパンガス容器等の設置場所</p> <p>ア 安平弾薬支処 給湯</p> <p>イ 安平弾薬支処 厨房</p> <p>ウ 安平弾薬支処 ユニット</p> <p>エ 早来燃料支処 隊舎厨房</p> <p>(2) 追加の設置及び撤去がある場合は、その都度調整する。</p> <p>(3) 契約の相手方は、設置場所のプロパンガスが枯渇しないように納品すること。</p>		